

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	道路管理課	整理番号	2-222
処分の種類	許可等の取消、工作物除去命令等			
根拠法令条例等・条項	道路法第71条第1項			
処分の概要	相手方に法令又は処分違反、処分に附した条件違反、詐欺、その他不正な手段によって許可等を受けた等がある場合許可等を取り消し工事等の中止等を命ずること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく法令の定め以上に具体化するのが困難なため)			
基準の制定根拠	—			